

地質調査技士資格検定試験 受験資格等の変更のご案内

変更対象の部門

現場調査部門

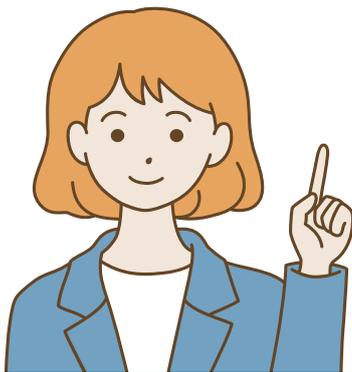
適用開始時期

令和8年度（2026年度）



変更点の詳細

	旧	新
受験資格	<ul style="list-style-type: none">ボーリング関連機器を操作する実務経験が5年以上	<ul style="list-style-type: none">ボーリング関連機器を操作する実務経験5年以上「★安全教育等」の①～⑥をすべて修了した方は、実務経験3年以上
加点制度	<ul style="list-style-type: none">指定講習会の受講状況に応じて加点実務経験年数に応じて加点	<ul style="list-style-type: none">指定講習会の受講状況に応じて加点実務経験年数に応じて加点「★安全教育等」の①～⑥の保有資格に応じて加点※



★安全教育等（厚生労働省所管の特別教育または技能講習）

- ①ボーリングマシン運転者
- ②足場等組立・解体（作業員または作業主任者）
- ③不整地運搬車（最大積載量1t未満または1t以上）
- ④小型移動式クレーン運転（最大吊上荷重1t未満または1t以上）
- ⑤玉掛け（つり上げ荷重1t未満または1t以上）
- ⑥フルハーネス型墜落制止用器具

※加点内容：①＝5点、②～⑥＝各1点（最大10点）

ボーリング現場における安全確保の重要性を踏まえ、安全教育を修了した方をより適切に評価することを目的に受験資格等を変更しました。

本制度の導入により、現場技術者の安全意識が高まり、安心して業務に取り組める環境づくりの一助となり、さらに若手技術者の早期キャリア形成つながることを期待しております。

地質調査技士資格検定試験 受験資格等の変更のご案内

変更対象の部門

現場技術・管理部門

適用開始時期

令和8年度（2026年度）



変更点の詳細

	旧	新
受験資格	<p>※必要な実務経験年数3～8年のうち、実務経験3年を対象に変更</p> <ul style="list-style-type: none">・実務経験3年 (大学、高専、専修校の卒業生で、全地連が指定する専門課程^{※1}を専攻し卒業した方)	<ul style="list-style-type: none">・実務経験3年 (大学、高専、専修校の卒業生で、全地連が指定する専門課程^{※1}を専攻し卒業した方)・<u>ただし大学院で専門課程^{※1}を修了した場合は実務経験年数を1年短縮(3年→2年)</u>
加点制度	<ul style="list-style-type: none">・指定講習会の受講状況に応じて加点	<ul style="list-style-type: none">・指定講習会の受講状況に応じて加点・<u>地質学、土木工学等専門課程のJABEE認定教育プログラム^{※2}修了者への加点(5点)</u>



※1 専門課程

土木工学(農業・森林・海洋の土木を含む)、建築学、鉱山学、砂防学、治山学、地学、地質工学、岩石学、鉱物学、層序学等に関する課程

※2 JABEE認定教育プログラム

技術者として必要な科学的知識、問題解決力、倫理観、コミュニケーション能力などを体系的に育成する教育を、第三者であるJABEEが審査・認定する制度です。このうち、加点対象となるのは地質学、土木工学等の専門課程における教育プログラムです。

受験者の専門性や大学院での学修の評価などの観点から受験資格等を変更しました。本制度の導入により、専門性の高い若手技術者の早期キャリアアップにつながることを期待しております。